

「障害」表記の具体例

1 ひらがな表記を使用する場合

①「障害」という用語が人や人の状態を表す場合

対象	具体事例
市が新たに作成、発出する公文書 啓発資料（広報、チラシ、パンフレット等） 会議資料 ホームページ	障害者→障がい者 障害福祉→障がい福祉

②市が任意に設定している組織名、施設名、行事名等

対象	具体事例
市が任意設置の組織名、施設名、行事名等	障害者支援課→障がい者支援課 障害者自立支援協議会→障がい者自立支援協議会 障害者基幹相談支援センター→障がい者基幹相談支援センター

2 漢字表記を使用する場合

対象	具体事例
法令、条例、要綱等の名称	身体障害者福祉法 四街道市重度心身障害者医療費助成条例 四街道市精神障害者医療費助成要綱
法令、条例、要綱等に規定されている用語等	身体障害者手帳、障害支援区分、障害福祉サービス、障害者支援施設、特別障害者手当、障害者控除、障害基礎年金等
他の機関、団体、行事名等の固有名詞	千葉県中央障害者相談センター 視覚障害者総合支援センターちば
人や人の状態を表さないもの	電波障害、障害物、交通上の障害等
医学用語等の専門用語として漢字表記が適当なもの	心臓機能障害、肝臓機能障害、高次脳機能障害等